

議案第42号

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年5月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷
区条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号ア(㍿)中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。